平成２３年（フ）第４０８号
新潟市中央区西堀通10番町1632番地７
債務者　瀬野　雄彦
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１０号
新潟市秋葉区新保52番地
債務者　小柳　佳子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１４号
新潟市秋葉区川口2098番地
債務者　澤田マリヤ
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１５号
新潟市秋葉区川口2098番地
債務者　澤田エリナ
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２１号
新潟市東区東明５丁目２番地18　コーポサンロイヤル１―10
債務者　河内志津絵
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３０号
新潟市中央区新和３丁目14番12―506号
債務者　山口　知美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３４号
新潟市中央区附船町１丁目4321番地４
債務者　伊藤由香里
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３７号
新潟市東区中山１丁目９番21号　メゾンドフェリシア203、住民票上の住所新潟市北区松浜５丁目８番地９
債務者　武田　　徹
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４７号
新潟市東区藤見町１丁目18番１―13号、前住所新潟県上越市大町５丁目３番21号　アルカディアＢ棟105号
債務者　佐藤　一行
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
大阪府泉南郡熊取町美熊台１丁目13番24号、前住所大阪府貝塚市堤362番地12
債務者　西座　正信
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
大阪府泉佐野市日根野677番地
債務者　目　眞起子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２３号
大阪府岸和田市北町15番12号セレーナ北町103号
債務者　松本　尚之
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６５３号
大阪府和泉市箕形町３丁目１番26―204号、前住所大阪府岸和田市田治米町102番地の１
債務者　髙橋祉恵美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
大阪府泉南市信達市場2320番地の70
債務者　久保田良輔
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８７号
大阪府泉佐野市上瓦屋796番地の１―207
債務者　加藤　則之
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９４号
大阪府岸和田市春木旭町38番４―206号
債務者　久﨑　光**隆**
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９７号
大阪府泉佐野市高松東１丁目８番13―702号
債務者　筒井　健治
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係